

農業委員会だより

令和6年4月 第67号(年2回発行) 編集・発行:板橋区農業委員会 電話 3938-5114

第72回関東東海花の展覧会について



令和6年1月26日から28日まで、池袋サンシャインシティにて、第72回関東東海花の展覧会が開催されました。板橋区からは、松澤智昭農業委員がシクラメン(ジックス)を出品し、金賞(日本花き生産協会会長賞)を受賞されました。誠にありがとうございます。

都市農業振興イベント開催予定

日程	イベント
5月2日	茶摘み体験
5月10、11、12日	春季植木市(高島平駅前)
5月12～17日	さつきフェスティバル (展示会、即売会)
6月15日、 17～20日	農業収穫体験 (じゃがいも)
10月上旬	秋季植木市(高島平駅前)
11月9日	農業収穫体験 (大根、人参)
11月9、10日	板橋農業まつり
令和7年1月7日	新春七草がゆの集い



<昨年のさつきフェスティバルの様子>

第63回企業的農業経営顕彰・令和5年度農業功労者・ 第50回農業委員会等功労者の受賞

令和6年2月15日に昭島 FOSTER ホールにおいて、第65回東京都農業委員会・農業者大会が行われ、板橋区からは3名の方が受賞されました。誠におめでとうございます。



写真左

○田中 はつ江 様

令和5年度農業功労者

(東京都農業会議会長感謝状)

昭和45年から就農し、親から耕作指導を受け、大根、ネギ、ジャガイモ、小松菜等、鮮度の良い良質な野菜を生産・出荷されてきました。そして、平成19年3月には、J A東京あおば板橋地区女性部副部長を務め、同年6月にはJ A東京あおば理事に就任し、同組合にも多大なる貢献をされているとともに、板橋農業の発展に寄与されています。

写真右

○田中 宏幸 様 第63回企業的農業経営顕彰（東京都農業会議会長賞）

後継者世代の代表として、板橋農業後継者の会の「若葉の会」会長を歴任し、農業後継者の会の運営にご尽力いただきました。ハウス栽培と露地栽培を併用し、年間を通じて安定した出荷量を確保するなど、J A東京あおばとも繋がりが深く、地域農業の発展に貢献されています。

写真中央

○岸 幸夫 様 第50回農業委員会等功労者（東京都農業会議会長感謝状）

平成31年度から令和5年度まで、勤続期間（連続）5年で、板橋区農業委員会事務局農政担当係長として、農業まつりをはじめ、様々な農業振興事業にご尽力いただきました。

区民農園用地を探しています

区民農園は、毎年募集区画を上回る申込みがあり、抽選を行うほど人気のある事業になっています。このため板橋区では、区民農園の新規開設に向けて、借用可能な農地を探しています。また、円滑化法の施行により、生産緑地も貸借がしやすくなりましたので、詳しくは、赤塚支所都市農業係までお問い合わせください。

農業の担い手を育成するための新たな取り組みについて

<令和6年度農業スキル育成講習について>

将来的に農業者の農耕支援や区農業振興事業の担い手となる人材育成を目的として、基礎的な農業スキルを持った人材を対象に、令和4年度より「農業スキル育成講習」を開催し、2年が経過しました。本講習では、区内農業者（染宮利章農業委員）の指導による実践的な実技指導を行い、農作物を育て、成果物を提供できるまでの技術を持った「農のサポーター」を育成することを目的としています。

●講習内容等

収穫体験等の農作物を区民に提供するために必要な栽培技術・知識（安定した収量・品質の確保の為に高度な農薬の使用方法、土壌づくり等）を、年間を通して習得していく。

令和6年度は、年20回程度を予定。

●受講場所

農業体験農園（赤塚五丁目22番）

<農のサポーター制度について>

農業スキル育成講習修了者等、農作物を育て、成果物を提供できる技術を持った人材を「農のサポーター」として登録し、将来的に収穫体験事業や学校給食食材提供事業の農作物を生産できるまでの技術を持った人材を育成し、農の担い手の人材確保を目的として、令和5年度より「農のサポーター」制度を導入しました。

●活動内容

- ① 区内農業者（染宮利章農業委員）の指導の下で、収穫体験事業や学校給食食材提供に関わる農作物を、年間を通して栽培していく。

【栽培予定作物】

春夏：じゃがいも、さつまいも、とうもろこし、枝豆等

秋冬：大根、人参、長ネギ等

- ② 令和6年度農業スキル育成講習指導補助

●農のサポーター登録人数

7名

●活動場所

赤塚支所管理農地（赤塚3-14）、（赤塚5-14）

●収穫物の活用

- ① 小・中学校等を対象とした団体向けの収穫体験事業
- ② 子ども食堂への無償提供



<農業スキル育成講習指導補助の様子>

板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金のご案内

板橋区では、農業振興及び農地保全を目的とした推進事業費の補助金制度があります。

農業用ハウス施設の設置や補修費、トラクターなどの大型農機具の購入のための経費、板橋区民農園の整備経費など、条件を満たした方を対象に総事業経費の 3 分の 1 を補助する補助事業を行っております。

農機具の購入を考えている、或いは農機具が壊れてしまった等ございましたら、まずは赤塚支所都市農業係までお問い合わせください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

相続や共有持分の放棄、法人の合併等により農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の届出が必要です。権利を取得した日から 10 か月以内に農業委員会にお届けください。

また、権利を取得した農地（生産緑地以外）を転用する場合は、農地法第4条、または農地法第5条の届出が必要です。届出が受理されると転用ができるようになります。

※ 転用とは、農地を農地以外（建物を建てる、駐車場にするなど）に利用することです。

農業委員への女性登用の推進について

政府の「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定。）において、農業の発展、農村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく暮らしやすい農村にすることが重要であり、地域をリードする女性農業者を育成し、農村に関する方針策定への女性の参画を推進するため、特に農業委員、農業協同組合の役員等に占める女性の割合の向上に向けた取組を推進することが定められました。板橋区においても、女性登用に向けて積極的に取組んでまいります。

農業者年金加入で大きなメリットを

農業者年金は、加入者・受給者数などの影響を受けにくい積立方式（確定拠出型）の公的年金です。また、支払う保険料は全額社会保険料控除の対象となります。税制のメリットを受けながら、将来確実に年金（もしくは一時金）として受け取ることができます。加入資格等詳しくは農業委員会事務局までご連絡ください。

（農業者年金のお申込みは J A の窓口になります。）

